

産業構造審議会産業技術環境分科会第3回基準認証小委員会議事録

1. 日 時：平成29年7月21日（金） 10：00～12：00

2. 場 所：経済産業省本館17階 国際会議室

3. 出席委員：

浅見委員、有田委員、金森委員、君嶋委員、駒沢委員、辰巳委員、堤委員、長田委員、日高委員、松本委員、三上委員、持丸委員、山中委員、米岡委員、寺澤氏（安藤委員代理）、長谷川氏（坂本委員代理）

4. 議事次第

新たな基準認証の在り方について

○日高委員長 それでは、ただ今から第3回の産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会及び第1回日本工業標準調査会 基本政策部会合同会議を開催したいと思います。

本日は、大変お暑い中、またお忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、これから開催いたします。本日は、最初に末松局長からご挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○末松産業技術環境局長 皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

改めてこれまでの議論を踏まえて現在の状況を俯瞰しますと、あらゆるモノやサービスがつながる時代となった今、それらをつなぐ標準の役割は極めて大きなものになっているというふうに思います。また、標準も含め、製品やサービスを市場に普及するためのルールを主導的につくっていくということは、世界の取引や生活を安定させるとともに日本経済の発展にも大きく寄与するものであり、オールジャパンを超えて国際連携を進めていく、そういうことも大切な時代ではないかというふうに思います。

工業標準化法を中心とする制度については、日本の強みを生かし、国際標準化戦略をさらに推し進める観点から、現行法を抜本的に見直し、新たな法体系をつくっていくことが必要ではないかというようなご意見をいただいて、その方向で法改正の準備を進めていくことになりつつあるのではないかというふうに思っております。

現在の工業標準化法について、その対象を日本経済において重要な部分を占めるように

なったサービスに拡大すること、JIS規格を迅速に制定できるようにすること、これらを実践すれば、多分法律の名前まで変わる可能性のある大きな制度変革になるというふうに思います。

本日は、これまでにいただいたご意見を踏まえた答申案を事務局から提出しておりますので、これについてご議論いただき、おおむね合意が得られればとりまとめとし、政策を実施する次のステップへと進んでいきたいというふうに考えております。

きょう、答申案のサブタイトルの案として、「ルール形成を通じたグローバル市場の獲得に向けて」というメッセージを加えさせていただきました。事務局としてのちょっとした気持ちを入れたつもりでございます。本日もぜひ活発なご議論をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○日高委員長 ありがとうございます。

本日は、これまでの会議でもご説明がありましたように、日本工業標準調査会 基本政策部会との合同会議という形で進めさせていただければと思います。

前回までに、事務局から示させていただきました「新たな基準認証の在り方について」ということに関しまして、全体論、体制論、制度論の3つの観点についていろいろご意見、コメントを頂戴できたと思います。これらについて事務局のほうで本日とりまとめてございますので、それらを中心にご議論をいただければと考えております。

第2回までにいただいたご意見、本日までに事務局において委員の皆様から頂戴したご意見、コメントを踏まえまして、本日お示しいたします答申案を作成していただいておりますので、それにつきましてさらに議論を深めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

プレスの皆様におかれましては、冒頭の頭撮りのみということで、ここまでとさせていただきたいと存じますので、これ以降の撮影等はご遠慮いただきたいと思います。引き続き傍聴いただくことは構いません。

それでは、議事に入る前に、まず、事務局から資料の確認と委員のご紹介をお願いしたいと思います。

○萩原基準認証政策課長 ありがとうございます。本日もペーパーレスの会議とさせていただいておりますので、委員の皆様には、配付させていただいておりますタブレットをご参照ください。資料一覧といたしまして「議事次第」、資料1「委員名簿」、資料2「新たな基準認証の在り方答申案」、「iPadの利用の手引き」、議事の取り扱い等に

についての資料も念のために入れさせていただいております。それから参考資料ということで「新たな基準認証の在り方」、パワーポイントを入れさせていただいてございます。

また、委員の方々には、ワードの資料2をメインにご説明をいたしますが、めくりがしづらいというご意見もございましたので、念のために紙での答申案も配らせていただいてございます。

i Padの使い方等、大丈夫でございましょうか。もしも途中で問題があれば、手を挙げていただければ対応いたします。よろしくお願ひをいたします。

続きまして、私のほうから、本日初めて参加される委員、また、代理の委員の方もおられますので、ご紹介をさせていただきます。

初めてご参加いただきます、独立行政法人国民生活センター理事長でいらっしゃいます松本委員でいらっしゃいます。

○松本委員 松本でございます。よろしくお願ひいたします。

○萩原基準認証政策課長 また、本日は安藤委員の代理といたしまして、一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター事務局副事務局長でいらっしゃいます寺澤様に参加いただいております。

○安藤委員（寺澤代理） 寺澤でございます。よろしくお願ひいたします。

○萩原基準認証政策課長 また、坂本委員の代理といたしまして、第1回の会議でもご参加いただきましたけれども、日産自動車株式会社グローバル技術渉外部部長でいらっしゃいます長谷川様にご参加いただいております。

○坂本委員（長谷川代理） 長谷川でございます。よろしくお願ひします。

○萩原基準認証政策課長 本日は、天野委員、長谷川委員は、ご都合によりご欠席ということでございます。

また、事務局のほうで、人事異動で交代がございまして、大臣官房審議官で佐藤文一、産業技術環境局の総務課長として奈須野太が着任しておりますので、きょう参加させていただいております。よろしくお願ひいたします。

また、オブザーバーといたしまして、農林水産省食料産業局食品製造課の松本食品規格室長、並びに関係府省の方々も傍聴に来ていただいてございます。

私からは以上でございます。

○日高委員長 議事次第に従って進めてまいりたいと思います。

早速、議題2「新たな基準認証の在り方について」に入らせていただきたいと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○萩原基準認証政策課長 ありがとうございます。それでは、資料2及び参考資料2に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。資料2「新たな基準認証の在り方について」ということで、資料をごらんいただければと思います。

副題といたしまして、先ほど局長からご紹介いただきましたとおり、「ルール形成を通じたグローバル市場の獲得に向けて」という題名も入れさせていただいております。こちらにつきましても、コメントがあればお願いしたいと思います。

めくっていただきまして、目次は飛ばしまして、「はじめに」ということで、これは、この審議会を発足させたときに各委員のところにお伺いした際にご説明した趣旨を、「はじめに」に基本的に入れさせていただいております。

それから、前回ご議論いただいたとおり、全体論、体制論、制度論について議論をいたしましたということについて述べさせていただいております。

めくっていただきまして2ページでございますけれども、「国際標準化をめぐる環境の変化」からでございますが、第1章につきましては基本的には現状認識でございますので、こちらから手短にご説明をいたします。

まず、2ページでございますけれども、「国際標準化をめぐる環境の変化」ということで、「第4次産業革命の鍵を握る国際標準化」ということで、その前の第1次産業革命から産業革命以降の標準化の役割であるとか、今足元で何が起こっているのかということで、新しいI o Tの時代になって、つながる時代になってからの標準化の役割がますます重要性が増しているのだということを、2ページ、3ページの上のところ、前回2回目でご紹介をしたパワーポイントも入れてご紹介をさせていただいております。

次に、「国際市場における標準化の位置づけの変化」というところで、最近の動向といたしまして、標準化があらゆるものにつながることに加えまして、研究開発や標準化、規制、認証への相互作用の影響が大きくなっているのではないかということで最近の状況の変化、並びにヨーロッパにおいては、こういう標準化というものが新しい技術基準などをつくる際のツールとして使われている。結果として、市場の優位性を高めるための道具として使われているのではないかという問題認識を示させていただくとともに、第三者認証を行う機関が大きな役割を果たしてきているのだということも述べさせていただいておりまして、その関係でWTO/TBTなどの影響も大きくあろうということでございます。

(3)でございますけれども、先ほども出てまいりました認証機関の台頭というところで、

4ページの下のところからでございますが、第三者認証ということで、ボイラーにつきましては、これは三上委員から資料を頂戴したものを参考に、ヨーロッパでは第三者認証という位置づけがもともと市場の関係であった、日本はどちらかというと信用取引でございますけれども、第三者認証が大きく取り上げられていて、そこからヨーロッパの市場統合、さらにはWTO/TBTということで認証ビジネスがグローバルに広がっているのだというお話について、4ページ、5ページにかけてご説明をさせていただき、5ページにはパワーポイントをつけさせていただいてございます。

5ページの下のところから「国際標準獲得プロセスの複線化」ということで、デジタル、デファクト、先ほど来申し上げているヨーロッパを中心としたルール形成のあたりについても大きな流れがありますので、そちらについて触れさせていただいてございますが、5ページの下段から6ページにかけてということでございます。デジタルの世界は1国1票で決まってまいりますので、そういうところでヨーロッパが非常に大きな力をもつようになったということについても触れさせていただいてございます。

7ページは「国際標準化の対象分野の拡大」でございます。今回もサービス分野が大きな課題でございますけれども、サービスだけではなくて、1980年代後半ぐらいからISO9001に始まるマネジメント認証というものが出てまいりまして、標準化というのも、モノだけではなくて、製品分野だけではなくて、経営手法のようなものも対象になってきていて、それがさらに組織の社会的責任というところにまで広がってきているということございまして、サービス分野の標準化、またこういった新しい分野が広がってきているということは、前回もご説明したとおりでございます。

8ページになりますけれども、さらにこういったIoTの到来におきまして、モノとサービスが一体化するという話も前回ご議論がございました。そういった中で、この標準化の対象をどうしていくかということについても触れさせていただいてございます。

9ページに移ります。第2章でございますけれども、「日本における標準化の現状と課題」ということで、日本の制度についてご説明をさせていただいてございます。9ページは、標準化法の制定のときからの歴史的な変遷をたどらせていただいてございます。ごらんいただければと思いますが、特に、もともと安心・安全だったり生産性の向上だったりということで、私どもとしてもそれなりの標準化の効果はあったのではないかと考えてございますが、2000年代に入りまして、改めて国際標準化の重要性については政策的にも何度か位置づけられておりまして、2006年の知財本部における戦略の策定であるとか、2014

年の標準化官民戦略会議という動きについてもご紹介をさせていただいているところでございます。

足元のところでは、下段のところに入りますけれども、日本の企業がこれまで工業会を中心とした合意形成であったので、企業の戦略としてなかなか使えてきていないと。一方で、欧米は企業の戦略として市場優位性の道具として使われてきているということもございまして、また、規制と標準の策定が同時に進行しているという分野もございまして、自動走行についての事例をご紹介したり、介護などの生活支援ロボットについての事例をご紹介させていただいているところでございます。

10ページは図表が多くございますので、11ページに移らせていただきたいと思います。

「日本の標準化の体制と課題」ということで、これまで歴史的な経緯もございまして、主務大臣がメーカーとユーザー、それに加えまして消費者等の有識者も加えました利害関係者の合意形成を前提として、JISの審議を経て制定、改正及び廃止をするという制度になっているということでございます。ただ、こういったものと、ヨーロッパの制度は基本的には民間の機関が国家規格の発行を何らか政府との覚書など結ぶことでオーソライズはしているものの、民間主導でやっているというところでございまして、メーカー主導の工業会での合意が前提となったり、主務大臣による制定であるという仕組みと欧米の仕組みの違いということも何らかの遠因になっているのではないかということについて、このあたりで述べさせていただいているところでございます。

それから、こちらは前回も非常に議論が出たところですが、11ページの下段のところですけれども、標準化における認証機関の役割についても日本では限定的ではないかということ、それから、認証機関が欧米では製造業のうまいパートナーとして市場拡大に役立つてきているのではないか。また、日本製造業がグローバル展開するときに、欧米の認証機関を使うようになってきているのではないかということについても紹介させていただいているところでございます。

12ページは、その関係の今までのフロー図、認証ビジネスの現状について、前回ご紹介をしたイメージマップについてつけさせていただいてございます。

13ページでございます。13ページは、JISの制定、規制プロセスの引用についての現状について紹介をしているところでございます。今、足元で1万件ほどJISがございますけれども、そのうち約200ほどの規制が引用されているということでございます。ただ、一方で、このスピードの問題がございます。JISの制定、改正には、少なくも原案

策定で大体1年、調整、審議等にさらに1年を要しております、さらに加えまして規制の条文の変更ということもありますので、約数カ月から数年かかっているものもございますということで、新しい技術とか製品を国内に導入する際の足かせになっているのではないかという指摘があるのも事実でございます。

こういったことについては今までの運用上の問題もあろうかということで、第2回目でも運用の改善については取り組みをご紹介させていただいておりましたけれども、そういった運用上の課題もあったのではないかということについても触れさせていただいているところでございます。今、足元では、日本ではどちらかというとヨーロッパ型のオールドアプローチということで、つまり標準を関係づけて制度をつくっていくという前の段階のものがそもそもとられていましたけれども、全体としては徐々にニューアプローチに近づいているのではないかという状況についてもご紹介をさせていただいているところでございます。

14ページの上のところには、前回ご紹介をした、スピードが遅いということについてのご紹介をさせていただいている。

14ページの下段でございますけれども、「JISの対象範囲の現状と課題」ということで、鉱工業分野でISOが約2万8,000、マネジメント分野ですと約70、サービス分野で約700ということで、今現状、そのうちのJISについては、鉱工業分野、マネジメント分野の一部にしか主に対応ができないないということをご紹介させていただいているところでございます。

15ページが、それをマッピングにしたものでございます。

16ページから、「今後の基準認証政策の在り方について」のご説明でございます。まず、「統合的な官民標準化戦略の実施」とということで、こちらはコメントをよくいただいたところを中心にご紹介をさせていただきますが、(1)の第1パラグラフの一番下のところでございますけれども、「日本企業のビジネスモデルを踏まえた国全体としての基本的対応の方向性を考え、標準化戦略を実施する必要がある。」というようなことを、前回の議論も踏まえて加筆をさせていただいてございます。

①、②、③、④、⑤というふうに戦略の方向性について述べているところでございます。16ページから17ページにかけてでございますけれども、前回、アジアだけではないのではないかというコメントを山中委員からいただきましたので、アジアだけではなくて、もちろん欧米も含めて広いところでの国際連携、ワイン・ワインの関係の構築、さらには国際

標準化体制の強化ということについても、17ページの下段のところ、一番最後のところに加えさせていただいているところでございます。

18ページに移りまして、そのマップ、パワーポイントと、それから(2)でございますけれども、標準化体制の構築のところでございます。こちらにつきましては非常にたくさんコメントをいただきましたので、たくさん加筆をしてございます。まず、(2)の第2パラ目でございますけれども、標準化の市場優位性の獲得の中には既存の分野、②確立されたビジネスの分野と、①のいまだに形のない、ビジネスが新しい分野と標準化の使い方、そのやり方、それは分けて考えるべきではないかという議論がございましたので、それぞれに応じて体制を構築するべきではないかという話を書かせていただいておりますし、その次のパラグラフでございますけれども、第1回でBSIのご指摘もございましたが、加えまして認証ビジネスの担い手である認証機関の国際競争力の不足ということについても本当にたくさんの委員からコメントをいただきましたので、そういう課題に取り組むことが大事だということも触れさせていただきました。

19ページに移りまして、人材育成のところが書いてございますけれども、19ページの第1パラグラフの最後でございますが、国際標準化機関や各国機関に人材を派遣するという即効性のある育成の方法や、人材をプールして企業に派遣するという方策についてもコメントをちょうだいいたしましたので、検討していきたいというふうに考えてございますので、記載を追加してございます。

加えまして、19ページの①の中の2つ目のパラグラフでなお書きでございますけれども、関係府省での連携が大事だとか、横断的な分野の対応については有機的に関係省庁や企業が集まる仕組みが必要だというご議論がございました。また国研の活用についても、各委員を回らせていただく際にも、「国研、もっと頑張ってほしい」というコメントもいただきましたので、こういった形で触れさせていただいております。

加えまして、標準化を支える総合的な支援機関が大事ではないかという話も第1回の議論でもございましたので、ここに触れさせていただいてございます。

②の国際・国内の標準化のところでございますけれども、まずは、しっかり私どもとしても民間企業や団体、国研における標準化活動をしっかり支援をしてまいりたいと考えておりますし、加えまして中小企業につきましては、標準化についての理解もまだ不十分であるということでございますので、標準活用についての重要性の普及からまずはしっかりさせていただきながら、また標準化活動や認証取得に対する支援も継続して実施してまい

りたいということを考えてございますし、そういうご指摘もいただきましたので、ここに一般的な書き方ですけれども書かせていただいています。

また、次のお書きのところでございますけれども、消費者、認証機関、保険会社のようなユーザーの立場の方々もしっかり参加することを仕組みとして検討するべきではないかという議論がございましたので、ユーザーの視点を加える仕組みづくりということについても触れさせていただいてございますし、「加えて」の以下のところですけれども、JISの国際化、つまりアジアでヨーロッパやアメリカにある国際標準がない場合に、どうしてもそちらが事例として使われる所以、まずJIS自体が国際的に認められるものになるべきではないかという議論がございましたので、こちらにその旨を記載させていただいてございます。

それから19ページの最後のところでございますけれども、METI（経済産業省）についても関係省庁との調整役には率先して取り組んでほしいという御指摘をいただきましたので、それも書かせていただいてございます。

20ページに移りますけれども、上のところで、シェアリングエコノミー等の消費者の安全の確保に貢献できるという分野、シェアリングエコノミーなどのこういった役割、標準化の消費者の安全確保の役割というのはずっと続くのだろうと思いますので、サービス分野でも引き続きそういうことについても触れさせていただいてございますし、最後のところで、担当府省が複数にまたがる、また明確でない場合に、ちゃんと相談窓口の何らかワンストップで対応できるようなところを検討するべきではないかという議論も各委員とのことで出てまいりましたので、こちらにそういう記載も加えさせていただいてございます。

20ページは、その対応をまとめた絵でございます。

(3)、20ページ、21ページでございますが、「工業標準化制度の見直し」でございます。まず、サービスの対象の拡大につきましては、先ほど来出ておりますとおり、国際的な状況をみても、国内の産業上の位置づけをみても、何らかの形でサービス分野に拡大をいたしまして、ここでは「役務」という言葉を追加して、と書いてございますけれども、あわせて法律名や日本標準規格という名称の在り方についても検討すべきであるということございます。

2つ目の「JISの制定・改正の迅速化」のところでございますけれども、こちらにつきましては、消費者を初めとした全ての利害関係の合意が求められる分野は、引き続き慎

重な検討を行うということが重要だというふうに考えておりますけれども、審議会でもスピードが大事だというご発言がたくさん産業界の方からございましたので、第4次産業革命を始めとしたそういうものにつきましては、迅速に規格を制定することが可能なようなプロセスを追加することについて検討を行うことが必要であって、例えばということで、こちらには、JISCの審議を経て主務大臣がJISを制定するという仕組みになっているところを、民間標準化団体などが原案を作成する段階においてしっかりと対応ができるということであれば、その中の一定の要件を満たす者を新しく位置づけまして、JISCの審議の一部または全部を省略できる制度を検討すべきではないかということを、前回ご紹介した内容を文字で書かせていただいてございます。

③のところでございますけれども、これは前回は入れてなかったのですが、余りにも皆さんのはうから、国際標準化活動について戦略的に取り組むべきだということがございました。工業標準化法には、これまで国内の対応のみが書かれておりましたので、これは法律上書くことについては非常に議論がございまして、これから法制当局と議論をしていかなければいけないのですけれども、報告書といたしましては、国際標準化活動についても最重要課題であることからしっかりと位置づけをして、官民が連携して国際標準化に戦略的に取り組めるような、ある種何らかのそれぞれの役割とか責務とか、そういうことを記載ができないかということを提案として書かせていただいてございます。なかなか難しいのではないかと思うのですが、皆さんのご議論を伺っていると、この項目なくしては、なかなか報告書は終わらないなと思ったものですので、事務局、各委員とのご相談をさせていただきながら、こういう項目を追加させていただいてございます。

22ページがその資料でございまして、23ページには「おわりに」ということで、最後、コメントをこの対応について書かせていただきました。

後ろから2番目のパラグラフでございますけれども、このお話をさせていただいたときに企業の方々と議論をしてまいりまして、ルール形成をツールとして日本としても使っていくということも大事なのですが、オールジャパンということでまとまるだけではだめだということが皆さんの共通認識かと思いますので、オールジャパンの発想を超えてという表現を使わせていただいて、国際連携を基盤的に進めていくということが国際標準化の方向の在り方ではないかということで、ルール形成を通じたグローバル市場の獲得が実現するのではないかということで締めさせていただいているところでございます。

それから、ちょっと時間を超過していて恐縮なのですが、パワーポイントの資料の2番

目をみていただければと思いますけれども、参考資料2というものがあるのですけれども、何をおみせしたいかというと、その2ページ目でございます。検討のスケジュールということが書いてございます。3枚目です。これは何度かご説明をしている資料で、左側に産業構造審議会、右側に日本工業標準調査会ということでございますが、今回第3回ということで答申案の議論をいただいているところでございますが、先ほど局長、委員長からもご紹介ありましたとおり、基本政策部会の第1回ということを兼ねさせていただいて、合同会議という形をとらせていただいてございます。今回は法改正についての作業が必要なもので、取り急ぎ私どものほうで今回答申案をとりまとめさせていただきまして、前回来出ている認証の在り方とかサービス標準化をどう進めていくのだということにつきましては、引き続き私どものほうで検討をさせていただいて、この右側の基本政策部会で、「継続審議」と書いてございますけれども、そういう形をとらせていただければというふうに考えてございます。

きょうの議論の経緯につきましては、来週月曜日に予定されております日本工業標準調査会の総会におきましても報告をさせていただきたいというふうに思っております。

また、今回成案がとりまとめられたら、その段階で産業技術環境分科会のほうに答申案のとりまとめという形で報告をさせていただいて、その後、パブリックコメントを経てという段階で実際には成案になるという段取りについて最後にご紹介をさせていただきたいと思います。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○日高委員長 どうもありがとうございました。

それでは、議論に移りたいと思います。ただいま事務局から説明がありました資料2、「今後の基準認証の在り方」について、これが答申案の原案でございますけれども、皆様からご質問、ご意見、コメントなどお願いしたいと思います。

いつも申し上げていますが、時間管理の点から、終了の10分ぐらい前からまとめの時間とさせていただきます。そこまで80分弱あります。今日ご出席の委員は14名で、代理出席の方が2名ということで、合計16名ですから、80を16で割ると5分を切るくらいが、お一人当たりの時間ということになります。時間よりは中身だと思いますので、中身の濃い議論をさせていただければと思います。

いかがでしょうか。始まる前にも少しご説明いたしましたが、コメント等がございます方は、挙手ないしは札を立てていただき、スイッチを入れてご発言いただければと思いま

す。

それでは、駒沢委員、よろしくお願ひいたします。

○駒沢委員　　日本商工会議所の駒沢でございます。

答申案について、前回の議論の中でお願いしたところなのですけれども、答申案の第3章「今後の基準認証政策の在り方」の中で、中小企業に対する啓発、支援の重要性について盛り込んでいただいて、大変ありがとうございます。御礼申し上げます。

さらにお願いになるのですけど、第2章の「日本における標準化の現状と課題」の中で、官民による中小企業への標準化の取り組みについて、少し個別具体的な今までの支援のありようですか実績、これを記載していただくとよろしいかなというのがお願い事項なのですけれども、具体的には、平成26年標準化官民戦略では、課題として中小企業の技術に関する標準化案件の発掘、あるいはその標準化への支援が掲げられておりまして、官民の取り組みの結果として、徐々に実績が上ってきてているというふうに聞いております。例えば新市場創造型標準化制度は、相当数の実績、18件の実績が出ているというふうに伺っております。

こうした近年の官民の取り組みの重要性、これについて答申の中に個別具体的な事例として盛り込んでいただくと、本件の答申案そのものに関する裾野の広がりが非常に出てくるのかなと。多くの企業、中小企業を含めて非常に大きな広がりをもつのかなと。それから、答申案自体が今後の標準化に関する活動を活発化する材料、あるいは促進するための有効な材料になるのかなというふうに感じておりますので、ぜひご検討いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○萩原基準認証政策課長　　ありがとうございます。私どもの制度自身は、鮫島弁護士などにも非常に賞賛をいただいている制度でございますので、鮫島先生にお願いをして、今、新市場創造型などの中小企業対策についてはパンフレットも作成をして広報に努めているところでございますけれども、そういったご指摘についてはごもっともと思いますので、加筆をさせていただきたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

○日高委員長　　それでは、堤委員どうぞよろしくお願ひいたします。

○堤委員　　経団連、J E I T A を代表して来ております堤でございます。

2回目はIECの会議がございまして欠席いたしましたけれども、本日みせていただい、非常に短時間で、短期間でよくまとめていただいたなというふうに思っております。

官民で標準化の重点分野を特定して、戦略を共有する。それから J I S の審議の迅速化、さらにはサービスの J I S 化を進めるといった大きな方向性につきましては、もちろん賛成でございます。その上で、これは答申案でございますので、少し文言についてコメントさせていただきたいと思います。

17ページの「③ルール・インテリジェンスの強化」というところでございますけれども、最後の5行目ですけれども、「特に、企業においては、グローバルなフォーラムやコンソーシアムに早期に参加し、ルール形成に積極的に貢献することが求められる。」と。この文言の意味自身はもちろん賛成なのでございますが、基本的な方向性を記載するところに企業への要望的な文章、文言が入っているのは、どうなのでしょうかねというふうにちょっと思われます。むしろ企業がそういう活動ができる基盤づくりを行うといったような政府側の政策スタンスを記載していただいたほうがいいのではないだろうかなというふうに思ってございます。

それから18ページでございますが、最後のパラグラフのところで、ここも「個別企業においても、ビジネスモデルとあわせてルール形成を含めた標準化に事業戦略として取り組む」と。ここは、もちろんもっとものことでございますし、そういうことをしていかないと今後はビジネス展開できないということはよく承知しておりますけれども、官民戦略の審議のころから、C S O というものの設置という外形的な形を求めていただくということが、どうかなというのがちょっと気になるところでございます。例えば私ども、三菱電機でございますが、C S O 、設置はしておりますのですけれども、事業本部制度というのをとっておりまして、事業戦略そのものはそれぞれの事業本部が個別にやっていくわけでございますので、そこでC S O という立場の者が本当に有効に機能するかということは、いればいいというわけではないのではないかなどということがあって、例えば括弧内が要るかどうかということを再度検討いただければというふうに思ってございます。

最後でございますけれども、19ページの各段階のところの「①標準化前」というところで、情報収集や重点分野の特定というところでは、官民で特定分野を進めるということでございますが、ここは官民といわれましても、経済産業省さんにはしっかりと司令塔の役割を担っていただきたいなということがございます。

それから、ここに「そのため」というところがあるのですけれども、「国立研究開発法人が核となって」と、ここは国研が核となるということは当然でございますが、文言的にいいますと、では、大学はやらないでいいのかみたいな話にもなりますし、今でも学会等

も国際標準に対して非常に役割を果たしておられるところが多々あるかと思いますので、併記をしていただくほうがいいのではないかというふうに思ってございます。

あと、1点質問なのですけれども、ここの最後のところにある「標準化に関する総合的な支援機関を整備することも求められている。」ということが記載されていますけれども、この支援機関のイメージというのはどういうものなのかというのを、もし今あれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○日高委員長 では、萩原課長、お願ひいたします。

○萩原基準認証政策課長 ありがとうございます。最後の質問のところからですけれども、第2回のときにもご議論ございましたけれども、標準化については、サービスの標準化などを進める場合に団体がない、その場合にどうするのだと、または原課もないような場合にどうするのだという話がございました。そういう場合に、担い手として今回新たに設置をする民間の中で、標準化について民間指定機関みたいなものを決めていきたいという話をさせていただいていますけれども、そういうところがベースになって、例えば業界のないところについては、また弱いところについては、ある種標準化をするためのサポート、担い手になり得るのではないかという発想の議論が前回もございました。また、その役割としてももちろん、先ほども出ていましたけれども、産総研の名前も出ていました。堤委員からご発言のありました大学とか国研とか、そういう学識経験者の方々が母体となるということもあり得るのだと思うのですけれども、そういう何らかの標準化を支える支援機関みたいなものがないと、業界がない場合は、今まで業界中心にやってきた以上、今後どうやってサービスの分野を進めるのかといったときに、やりたい方がある種お願いができるようなところがないと動かないのでないかというようなご指摘が前回ありましたので、このような記述になってございます。

それから、多分民間の企業のお立場だと、求められるといわれるちょっとしんどいという表現ぶりのところが幾つかございましたし、国研と並んで大学と併記のところも、そこはおっしゃるとおりだと思いますので、文言の調整をそこは別途させていただければというふうに思います。ありがとうございます。

○堤委員 最初の支援機関なのですけど、例えばサービス業に関するというところで、規格協会さんが例えばフィットネス業者の品質向上をねらった認証事業とかいうのを始めておられるのですけれども、そういう規格協会さんなども一つの核になるのではないか

というふうに思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○日高委員長 萩原課長、どうぞ。

○萩原基準認証政策課長 規格協会の名前も、第1回、第2回も名前は出てございました。ただ、日本規格協会だけということではないと思うので、そういう意味では何らかの支援機関、もちろん規格協会には中心的に頑張っていただかなきやいけないですけれども、一方で、各分野で例えばそういう役割を担える方というのも、今、私、特に特定をしているわけではないので、そういう意味ではこういう表現の仕方にさせていただきたいということでございます。

○日高委員長 浅見委員、どうぞ。

○浅見委員 ただいまの質問にも関連いたしますが、19ページのところで、これからどうやって国際標準化活動を活発化していくか、国際コンソーシアム活動をどう進めるかというところで、例えば中小企業の支援をどう進めるかなどのご意見が出ているのですけれども、実態としては具体的にどうやっていいかわからないというようなところも結構あるかと思います。そういう意味で、この標準化に関する総合的な支援機関のイメージですが、例えばある分野において、世の中の特許出願の動向などの知財活動がグローバルにどう進んでいて、それに対して国際的なコンソーシアムでどういう活動が進められているのかというようなことを情報として得られることは随分と助けになると考えます。この分野においてはこういう動きが幾つか進んでいるというような具体的な情報に基づいて、自分たちの会社として、あるいは、日本の企業群として、どういう対応をしていくべきなのか、そういう戦略が相談できる場がこれまで余りなかったと思うのですね。

例えばインダストリー4.0とかIICを例に挙げると、そこでどういう企業が動いて、どういうことが進みつつあるかについては、そこに参加している企業であっても、自分たちの事業分野に直結する部分であればどういうことが起きるかはわかるかもしれません、少し離れた事業分野になると、メディアでいろいろと言われても、自分たちのビジネスにどうつながるのかというのはなかなかわからない。ですから、先ほどいったような形で、知財であるとかそういう活動でどういうことが進みつつあって、戦略としてどういうことを立てていくべきなのかみたいなことが議論できるということも、日本の企業にとっては重要なのかなというふうに思うわけです。

今回の答申案は過去の議論を非常によくまとめていただいていると思うのですが、では、具体的に進めるときにどういうイメージなのかということについて、どこまで書けるかと

いうのはありますけれども、グローバル市場を獲得していく標準化戦略を検討していくのであればこういう検討をすべきである、といった提案のような、何かそういう面の考え方についての補足があるとよいのではないかと思いました。

以上です。

○日高委員長 萩原課長、いかがですか。

○萩原基準認証政策課長 ありがとうございます。まさにこれまで議論を何度もさせていただきましたけれども、日高先生とこの議論をスタートさせたときに、4ページにあります、私ども勝手に「ぐるぐる」とか仮の名称で呼んでいるのですけれども、研究開発をして知的財産をとり、一方で並行的に標準化を行うと。その標準化というのが、認証機関が関与していたり規制にひもづいていたりということは最初から並行的に動いているというのだという状況の中で、これから戦略をとっていくということだと思います。

そういう意味でいうと、先ほど来出ている、規格協会どこまでできるかわかりませんけれども、そういう意味でサービスとかそういう扱い手のいないところでは多分規格協会でしょうし、こういう研究開発と最先端の分野については業界団体だったり、知財についても詳しい方々の知見もかりながら方向性を出していくということで、戦略をつくるというところの段階については、私どもも特許庁とも今連携を強めておりますので、全体連携をとりながら企業の方々のご相談に乗っていくという取り組みは不可欠だろうと思いますし、関係省庁においてもそういう戦略を共有するという場が必要ではないかということも考えておりますので、いろいろな場を通じて実際に動かしていく段階を考えていきたいというふうに思ってございます。

○日高委員長 幾つかご意見があるということで手が挙がっております。手を挙げていただいた順番からいきますと、まず松本委員にご発言をいただきまして、有田委員、それから米岡委員、山中委員とお願ひいたします。さらに、君嶋委員も挙手されています。

では、松本委員からお願ひいたします。

○松本委員 国民生活センターの松本でございます。過去2回続けて欠席をいたしました、失礼いたしました。

我々の組織は独立行政法人で、そのミッションは消費者の安心・安全を確保するということでございます。消費者の安全・安心の確保、あるいは信頼の確保という点から考えても、標準化というのは極めて重要だということを私は強調したいと思っております。本日のこの報告書の副題、「ルール形成を通じたグローバル市場の獲得に向けて」というのは、

産業振興的な、あるいは輸出市場拡大的なニュアンスが濃いのですけれども、市場の獲得という点でも、特にB2C市場であれば、製品でもサービスもそうですけれども、エンドユーザーである消費者の信頼、安全・安心がなければ、グローバルどころかドメスティックな市場すら獲得できないわけです。そういう意味では標準化を通じてドメスティック市場、さらにはグローバル市場を獲得していただきたいと思っておりますし、それが消費者の利益にもかなうことだろうと思っております。

我々の組織として、消費者の苦情に対してさまざまに対応しているわけですけれども、製品の安全性とか品質に関する苦情が持ち込まれますと、商品テストを行います。その場合に、——この「ぐるぐる」でいえば、規制が行われていれば、その規制基準を満たしているかどうかで一刀両断ですけれども、それがないものも大変多い。そういう場合にはJISとか、あるいはJISがなければISO、ISOもなければ欧米のどこかの国のどこかの規格を引っ張ってきて、それで試験をやってみるというようなことをやっています。そういうふうな客観的な指標でもって評価をして、それをトラブルの当事者である事業者、消費者に伝えてトラブルの解決をしてもらう、あるいは製品の改善をやっていただくということを進めているわけです。その点からいっても標準が欲しいということで、さまざま標準をどんどんつくっていただきたい。とりわけ試験方法についての標準があればありがたいと思っています。

サービスのほうになると、基準や標準のない分野が多くて、新しいサービスについて苦情が持ち込まれた場合にどういうふうにして解決をすればいいのかというと、何もないような状況で、一気に景品表示法上の不当表示の話に飛んでしまったりするようなところがございます。サービス産業がGDPの3分の2といわれています。サービスの場合は、とりわけ安心、信頼が重要だと思います。安心してサービスにお金を投入できるような市場をつくる必要があるだろうと。その大前提是、サービスの見える化だと思います。やつてみないとわからない、やつた後でだめでしたね、おしまい、しかし相当のお金を費やしている、これでは不信を招くことが多くなるわけです。事前にある程度みえるようにするという点も標準化の大変大きな役割だろうと思っています。

我々のところも最近、クロスボーダーの消費者トラブルへの対応ということを重視しておりまして、日本の消費者が海外の企業から、あるいは海外の消費者が日本の企業と取引をして生じてきたトラブルを解決するということに熱心に取り組んでおるわけです。その点からも、日本の商品やサービスはきちんと標準に裏打ちされていて、何かトラブルがあ

れば適切な判断のもとに解決をしてもらえるのだということであれば、輸出振興にも大変役に立つのではないかというふうに思っておりまして、グローバル市場を獲得するためにも、日本として標準化をどんどん進めていっていただきたいと思います。

以上でございます。

○日高委員長 ありがとうございます。

市場というものは、消費者がいないことには、売り手だけでは成り立ちません。そういう意味で、グローバル市場の中に最終的なエンドユーザーである消費者が入っているというように考えて、そこまでを含めたルール形成づくりと解釈できればいいなと思っております。という意味で、松本委員の意向が非常に短いフレーズの中にも入っているのではないかと私は考えております、この点が、本文に少し足らない部分がありましたら、追加をするというようなことはぜひ考えたいと思います。

それでは、有田委員お願ひいたします。

○有田委員 2点あります。1点は、先に質問しようと思ったのですけど、先ほど別の方がご意見を出された、18ページの「役員クラスにおける標準化の担当を明確化」というところにおいて、新たな疑問というか意見をもちましたので発言させていただきます。

標準化の中に、例えば環境であるとか品質であるとか、役員クラスが責任をもって進めるという意思がなければ、現場だけで何かしようと思つてもなかなか進まないというのを経験していますので、これは「することが求められている。」という表現なので、しないといけないとか、置くべきだとか、置かなければいけないというふうに書いていないので、「求められている。」ということで私はいいのではないかと考えます。つまり、標準化が規制から外れて、企業が単独で進めていくに当たっても、そういう担当の役員、責任をもてる役員がいることが、消費者が信頼をもつというような形で私は考えていますので、そういうものがなかなか置けないとかいうことであれば、人的な問題もあるかもしれないし、事業ごとのCSOという形ではなくても、何らかの責任ある役員なり部課長というか、そういう人を置くというような意味で、やはりここはちゃんと残しておいていただきたい。書き振りを変更するような回答があったように聞こえましたので、私は、これはこのまま残していただきたいと思いました。

それから、21ページの②の「JISの制定・改正の迅速化」のところなのですが、「民間標準化団体のうち一定の要件を満たす者を法律上に新たに位置づけ、」これはこれで意味はわかるのですが、その後の「JISCの審議の一部または全部を省略するなどの措置

を検討すべきである。」という、ある組織というか団体を位置づけた後に、一部や全部を省略する間の——意味はわかるのですけど、何か言葉が足りないのではないかというふうに思いました。

そしてその後に、「JISCでの検討を改めて行うことができるようにするなど、」これは流れ的に見直しをするときのことなのですが、法律上に新たに位置づけた後に、JISCの審議の一部または全部を省略するという意味合いというか——意味はわかるのですけど、この文章は何となく欠けているものがあるような気がしたので、意見です。

○日高委員長 では、萩原課長、お願ひ致します。

○萩原基準認証政策課長 ありがとうございます。1点目のところは、また文言の調整はさせていただきます。多分CSOと限定されると、企業においてはCTOを置いているところもあれば、知的財産のCIPPOとか、いろいろな方々の役目が標準化をみていらっしゃったりするので、CSOに限定されると——多分企業の方も、CSO、CTOっていっぱい書いている方もおられますので、そういう意味で、我々のほうもCSOに限定するということを書き過ぎたのかなと思っていて、有田さんおっしゃっているような役割を果たす人、というところまでは否定されていないというご発言だと思いました。文言を調整させていただきます。

2つ目の点は、確かに条文上の書き振りをそのまま書いてしまったので、済みません、そういう意味ではわかりやすくできるように考えたいと思います。ありがとうございます。

○日高委員長 それでは、米岡委員、お願ひいたします。

○米岡委員 1点だけでございまして、17ページでございます。②の部分でございます。17ページの3行目、4行目に、「こうした技術基準を執行する際には、製品・サービスの認証が伴うため、認証機関の標準化への関与も重要である。」と。まさにそのとおりで、そういうご意見が私以外からも、委員からも多く出されたというふうに記憶してございますが、技術基準を執行する体制そのものを、標準化に対してだけではなくて、標準化のプロセスの中で技術基準を執行する制度、体制を同時に、もしくはプロセスの中で検討するといったこともおつけ加えいただければ大変ありがたいなというふうに思いました。

以上です。

○日高委員長 ありがとうございます。

それでは、山中委員、お願ひいたします。

○山中委員 浅見委員がご発言になられていた内容というのは、すごく私どもでも響く

ものがあるのですけれども、規格というものは、市場を創造する中においてレベルプレイングフィールドを醸成するものだというふうに考えております。みんなが同じ土俵に乗って戦える基準をつくるのですよということで、安全というのは非常に重要なことでござります。標準はその一つを見るのではなく、さまざまな他の標準と相互に引用あるいは参照しています。よって、コンソーシアムなどで体系的に標準というものをみていかなければならないと考えます。1つだけの規格をみるのではなく、T C 全体の体系をみて、どこにも落とし穴はないか、逆もあるのかもしれませんけれども、そういういたものもみられるような体制というのは必要ではないかと思っております。

さらに世界の情勢をみる上に当たりましては、浅見委員がおっしゃられました、規格は今どんなことがどんなふうに動いているのかというのを、末端からも見る必要があると思います。ひょんなところにひょんな規格が、実は関連していたということもあるかもしれません。ここは少し力のかかるところでございますので、すぐに体制ができるということはないかとは思うのですけれども、そういういた方向に向けた認識というものを全員がもつていかなければならぬのかなというふうに感じております。

そこには知財というのも大きく関連してくると考えます。欧米では、規格自身は民で自決していると認識しております。余り官の関与というものは、プロセスの中には感じられておりません。このために、日本だけが官が関与するということは難しいかもしれませんと感じています。官民の役割という観点では、民の役割というのは、規格作りのプロセスの中でみずから力を磨いて勝っていくための人材づくり、戦略づくり、そしてそのための能力を高めていかなければなりません。それに対して官の役割は民の能力を高めていくための支援、そういうことになるかと存じます。もう一つは、国内ではなくて国際の話になりますけれども、規格ができ上がった後、あるいは改正された後、この規格を入れてくださいというときに、これはGツ一Gの役割になるかと思います。さらに、民はその国に行ってボトムアップでそういういた働きかけをしていかなければならぬ。トップダウン、ボトムアップの仕掛けというのが必要になってくると考えられ、そういういたところに官民の役割分担があると感じております。

ただ、規格づくりというのは、一般の中小企業等々からしますと遠いものという感覚があるかと思いますので、C S O なのかちょっとわかりませんけれども、そういういた責任の担当の方が各企業にいらして、そこに官が働きかけて、こういうものがあるのだ、もっと近いのだよというところを示していっていただくということが、よりこういった普及とい

うものに大きく役割を果たしていくのかなというふうに考えております。

もう一点、その規格なのですけれども、私どもは空調メーカーですが、空調文化は世界で大きく異なります。各国ごとにみんな違うのです。24時間空調機を回しているところもありますし、本当に必要なところだけ回すところもありますし、全館回すところもあるし、1カ所だけ回すところもある。いろいろな形があります。。サービス分野になりますと、そういう文化の違いというのはさらに大きくなるかというふうに思います。

そうしますと、まず新たなサービス分野を創造したときに、スピードが物すごく大事になってくると思っていて、速いスピードで標準化を日本でつくることによって、その標準を世界の標準にしていくということが可能になると感じます。既に文化が出来上がって、根づいているところを変えていくのは非常に難しいのですが、そこをこじあけ入っていくという方法、あるいは新しい分野においては、いち早くそこに行って勝ち取っていく。僭越な言い方ですけれども、標準は、文化自身を日本のほうにたぐり寄せるというような役割を果たしていくと感じております。そのような文言が答申案の中にもご反映いただければと存じます。

○日高委員長 それでは、長谷川様にお願いいたします。

○坂本委員（長谷川代理） 自動車工業会でございます。

16、17ページあたりなのですけれども、「今後の基準認証政策の在り方について」ということで、これは、まさに自動車工業会の中でもここ2～3年いろいろな議論をしてまいりまして、自動車工業会としては、今まで標準というものをある意味法規に引用されている標準というような形で、あくまでも技術基準みたいな形で捉えてきたのですけれども、ここ数年間、もう少し戦略的に取り組まないといけないと。どういう形で工業会として手を握って戦っていくのかと、そんなような議論をさせていただいておりまして、そういう意味では今ここに挙げていただいた5つの内容というのは、まさにそこに沿っているような形で描いていただいているのかなというふうに考えます。

ただ、先ほどちょっとお話をありましたけど、スピーディーさというか、そこについてはかなり重要なかなと思っておりまして、前にもご紹介いたしましたけれども、自動運転とかこういう世界になってきて、かなり形相が変わってまいりました。もともと自動車というのは、先行開発をしていろいろな部品をつくってシステムをつくり上げて、割と長い時間をかけてそのシステムを採用していく、最終的に車に仕立てていく、そんなような形でやってきたわけですけれども、自動運転の世界になりましたら、時間をかけて開発してき

たものを採用するのではなくて、世界中にあるベンチャーですとか、あるいは中小企業さんのオンリーワン的な非常にとがった技術、そういうようなものを採用してきておりまして、それをいかにスピーディーに標準化していくかということが一つのキーかと思っています。

あと、この中で多分⑤と絡むと思うのですけれども、日本の中だけではなく、いかにほかの国々を巻き込んでいくか、連携していくか、あるいはほかの国々と協調していくかというところでございます。例えば、今まで私ども自動車業界の中では、法規的なところで国連のWP29というジュネーブの場で、もう30年ぐらいこんな活動をしてきましたけれども、日本の中でいろいろ決まるのですけれども、結局グローバルの舞台に行くと日本は1票しかない。そういう中でなかなか決めたことが通っていかないという世界があって、そういう意味では連携は大事なのですけど、どういう形で仲間をつくっていくか、そこはちょっと時間がかかると思うのですけれども、そんな「仲間作り」みたいなものが必要なのではないかなというふうに感じました。

国交省さんがやられているのは、ここ10年以上、20年ぐらい、アジアの国々に対していろいろな貢献をしています。貢献をして仲間に入ってもらって、アジア地域でいろいろな票を入れてもらう、日本の票を入れてもらう、そんな活動をしているのですけれども、必ずしもうまくいっているわけではありませんけれども、いろいろなものを提供して、最終的には「私たち勝手にやります」という世界もありますけれども、もう少しそういうところをうまく活用していくというようなことも大事なのかなと思いました。

あとは認証機関の話になりますけれども、日本の認証機関というのは官がやっているケースもございますけれども、なかなか日本全体をリードするようなビジネスに至っていないなというふうに思っております。例えば電気自動車の世界になりまして、電気安全性ですとかいろいろなところの認定がございますけれども、その試験ができるのは、まさに海外のテストラボだけです。その海外のテストラボは、莫大なテスト費用を取って、日本では考えられない桁の額を認定費として取っています。そういうものを、日本の中で日本語を使いながら、さらに安いコストで認定をとるということというのは非常に重要なというふうに考えます。

最後になりますけど、先ほどちょっとお話がありましたCSOの話なのですけれども、ちょっと違った意味で自動車工業会の中では、我々部長レベルでは、どうしても競争領域

でなかなか議論ができない領域がたくさんあります。そういう中、社長クラスあるいは役員クラスで、どこでどう手を握れるかというような議論をしっかりとすることが非常に重要なと思っています。我々レベルでは競争領域といっているものが、業界全体でみたら、もっと協調しなきゃだめではないかと、そんなようなところをしっかりとみつけていって、業界として戦略的に標準をとっていくと、そんなような活動が重要なのではないかというふうに考えます。

以上です。

○日高委員長 ありがとうございます。

続けて、君嶋委員お願いいたします。

○君嶋委員 ありがとうございます。まず、おまとめに関しまして、資料2のほうにこの委員会での議論を入れていただきまして、どうもありがとうございました。21ページの「③官民の国際標準化活動の促進」という部分で、大学と関係者の役割、責務、必要となる人材育成、あるいは司令塔機能の強化などということで文言にしていただいたのは、大変評価しております。

もう一点、19ページの①の部分で、堤委員等からご指摘があったところですけれども、国立研究開発法人等による国際コンソーシアム活動の強化というのはぜひ力を入れてやっていただきたいところですが、あわせまして大学等も、特に総合大学などで文系・理系両方ございますので、より技術分野の研究開発と制度設計という法整備という面も含めた、あるいは経営論とかいろいろな知見を総合しての自由なコンソーシアムというのが可能になってまいりますので、そこもぜひ今後の視点として何らかの形で入れていただけるとありがたく存じます。

この委員会に参加させていただいて、私の個人的な経験でございますが、慶應大学のほうで産学研究連携推進本部という部署がございまして、そこで私、産学連携の支援であるとか知的財産の取得やライセンスなどをやっておるのですけれども、産学連携の研究計画を審査する場におきまして、理系の研究開発をしている若手研究者の研究提案の中で、標準化の重要性ということが唱えられておりました。それに対して私のほうが委員会の場で、標準化の部分について重要ですと申しましたら、その研究者は理系の研究者ですから、標準化の活動自体よくわからないけれども、標準化は大切だということはご本人認識していると。

その委員会の後、今度はその若い方がお帰りになってシニアの研究者の方と話をしたら、

シニアの研究者は標準化活動のご経験があると。今度はまた私の方に、シニアの先生がコンタクトとってくださって、それ以外にも企業出身の研究者の方たちが、こういう問題がうちの前に勤めていたところであったとか、いろいろお話をしくださるような機会がございました。ターゲットが定まった標準化の問題に関しては、課題を明確にして省庁や国研などでどんどん進めていただかといいと思うのですけれども、今のような形で研究開発の現場から問題意識が出てきて、学際的いろいろなバックグラウンドのある人たちが知見を持ち寄るという自由な場もぜひ今後つくっていけるといいと思います。

私どものような私立大学ですとそういういろいろな人たちが集まっていますので、そういうところにぜひいろいろな研究機関であるとか省庁あるいは企業の方がお知恵を下さって、それをある意味若い人たち、若手研究者や学生も含めて教育活動につなげる、そして、それを今度はもっと実用的に企業や国の役に立つようなレベルに仕上げていくという役割ができるように、ぜひ私どもも勉強させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○日高委員長 ありがとうございます。

続いて、長田委員お願いいたします。

○長田委員 ありがとうございます。特にここをこう変えてくださいというようなお話ではないのですけれども、今回まとめていただいたものの中には、1回目、2回目申し上げました消費者の参加のところは、この文脈に入っているのだろうというところが何カ所か、仕組みづくりも含めて書いてはいただいたのだと思っています。

その中で、またきょうも皆さんのお話を伺っていて思いましたけれども、企業の皆さん、事業者のさんはそれぞれご自分の会社のバックグラウンドがあるし、研究者の皆さんもそれぞれ研究のテーマをおもちです。けれどもエンドユーザー、消費者というのは、そういうものがあって参加をしているわけではないので、特にスピード感のある今後の標準化のところについては、どういう参加を具体的に現実的にやれるのかというのは、大きなまだまだ課題があると思います。ですので、今後引き続き検討されるところでは、ぜひその具体的な仕組みについてご検討をいただきたいということをもう一度申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○日高委員長 ありがとうございます。

それでは、三上委員お願いいたします。

○三上委員 ありがとうございます。2点ほど申し上げたいと思います。

1つ目は、11ページあたりに関係してくるのかもしれません、日本の体制の問題として、規格開発なりを担っていく主体として、学協会というものの存在をもうちょっと明示的に言及していただけたらいいのかなと。先ほど堤委員のほうから大学の役割とかありましたし、今、君嶋委員からもありましたけれども、日本の学協会、総じてそういう面での社会的な使命だという自覚が乏しいというところがあると思うのですね。

数年前、ある役所からある学会に、法令での引用を前提とした規格開発という仕事の依頼があったときに、学協会の先生方皆さん、それは私の仕事ではない、国の仕事だと、こういう反応が非常に一般的だと思うのですね。先ほどの例の「ぐるぐる」がよく回っている国というのは、規格開発に当たって学協会——学会というよりむしろ専門、プロフェショナルソサエティーというところでしようけれども、その果たしている役割が非常に大きいと思うのですね。日本のいろいろな学会、特に工学系の学会、英語の名前はアソシエーション・オブ・エンジニアーズですけれども、日本語名は大体学会ということで、いわゆるアカデミックスソサエティーを志向するところが非常に強い。ただ、プロフェショナルソサエティーとしての学協会というのは、もうちょっとこういう規格開発の仕事を社会的な使命だという自覚をもっていいのではないかなど、私もそういう世界の一員でありながら思っております。という意味で、そのことにどこかで言及していただいて、また、学術会議あたりにも産構審から文句をいっていただくというのがあってもいいのかなと思いまして、それが1点目です。

2つ目は、これは言葉遣いなのですけれども、例えば基準認証という場合の基準と標準化ということは、両方とも英語にすればスタンダーズだと思うのですけれども、どことなくニュアンスが違うのですね。私も今いろいろ考えてみると、基準という場合には、何か満たすべきレベルとか、あるいは流通させるためのライセンスというふうなニュアンスがどことなくあって、一方、標準化というときには、確かに皆さんの意見の総意を調和させてという意味で、いかにも公の仕事というニュアンスが強く出てしまって、ネジやらレベルの幅やらという非常にわかりやすいモデルがあるのですけれども、基準認証という場合の基準、特に今新ビジネス創造云々かんぬんというときに出てくる基準というのは、スタンダーズという言葉、日本語でいうところの標準とはちょっとニュアンスが違うところがあるのではないかなど。

そういう意味で、この答申の部会名は基準認証ですけれども、出てくる言葉としては標準化のほうが多いのですけれども、もう少し「基準認証」という言葉を前面に出して、も

ちろん工業標準化法は標準ですから当然ですけれども、基準認証という場合の基準ということに絞って論ずるほうがよいような場所は、「標準化」という言葉を「基準」というふうに明示的に書いたほうがいいのかなと。意識改革を迫るというふうな効果があるのかなというふうに思ったものですから、勝手な提案ですけれども、そんなことをご考慮いただければなと思っております。

以上です。

○日高委員長 ありがとうございます。

では、辰巳委員お願ひいたします。

○辰巳委員 我が国の産業の非常に優位さを確保していくために、どう国際標準化を活用していくかという一連の議論を受けて今回の答申案が出ているわけでございますけれども、その中に今度副題をつけていただいて、「ルール形成を通じたグローバル市場の獲得に向けて」という、非常にメッセージ性がちゃんとはつきりして、いい副題をつけていただいたと思っております。

前回も私、「日本に有利な標準をアジアに導入」という文言はいかがなものかというようなことを申し上げたのですけれども、それを受けたかと思いますけれども、17ページのあたりで、かなり適切にというか上手に書きかえていただいたなと。

下のほう、最後のパラグラフですけど、各国における国際標準を活用した規制や標準の導入支援、あるいは現地の標準化活動の協力を通じて国際標準化機関における仲間作り。

私、実は最初、「仲間作り」という言葉はリーダーシップ的な要素が十分出てないかなという気もしたのですけど、今、自動車工業会の長谷川さんのほうから「仲間作り」という言葉があり、日本の主張などを貫徹するためには仲間作り、各国1票というようなことでございますので、確かに下手にリーダーシップと書くよりも「仲間作り」が適切かなと今思い直した次第でございます。

あと、先ほどから幾つか議論になっております官民標準化体制の構築というときに、堤委員を初めとして、国立研究開発法人だけではなくて大学の関与というのが大事であろうとおっしゃったわけであります。私も今NITEにおいておりますので、ちょっと立場は違いますし、貢献のベクトルといいますか貢献の場所も違うかと思いますけれども、私どもにもJNLAを初めとする認定業務を担っている部署がございます。国際標準化体制の整備に貢献していく部分もあるかなと。ただ、私どもは経産省直下の行政執行法人なので、わざわざ書いていただかなくとも結構なのでございますけれども、そういう意味での貢献を

できるだけしたいというふうな格好でございます。

とにかく全般を通じての新しいテクノロジーを新しいビジネスモデルにつなげていくということが骨子かと思いますけれども、我が国は、新しいモノづくりという意味では間違いない先行者であったと。いろいろな分野の技術革新において、80年、90年あたりまでは間違いないフロントランナーであって、いろいろなモノづくりを世界に先駆けてやってきた、これは間違いないことでございますけれども、そのモノづくりの世界市場の拡大という意味ではやや不十分な点があつて、そのところをどうこれから国際標準化という制度を通じて巻き直していくか。あるいはサービスといった面については、やや視点が欠けている部分があった。ここで新しく官民一体になって、サービスを含めたビジネスモデルを構築していくという覚悟を宣言していただきたいというふうに思う次第でございます。

以上です。

○日高委員長 それでは、金森委員お願いいたします。

○金森委員 今回のこの答申案を見させていただいて、サービス分野の標準化にアプローチした立場からコメントをさせていただきますと、実は私ども、サービスを国際規格的にアプローチしようとしたときの社内の反応、わからないというのがまず第一だったのですね。それをやるとどうなるのというのがわからない。それを我々は極めて単純化しまして、規格を作る、取る、広げる、こういう3つをセットにしたのですね。今回これを見させていただくと、その3ステップは全て網羅されていて、私どもの社内討議の中にこの資料があったらもっと早かったのだろうなと、こう思うのですけれども、そういう観点から少し。

この内容に関しては、ここに書かれているとおりですし、非常にすばらしくなっているなど。これをどう我々やっていこうかというときに、「取る」というときの課題って、実は我々のビジネスモデル、それからルール、これはペアであるべき、これもおっしゃるとおりだと思います。このビジネスモデルというのはなかなかわかりづらいというのがございます。私どもネットワーク産業のサービスというのはプラットフォームという位置づけになってきますので、このプラットフォームで何ができるのというのを、特に今回は海外の方に、これをB S Iにやっていただくというときに、それがなかなか通じないですね。ですから、このビジネスモデルはどういうものなのかというのをわかってもらうというのは非常に重要だと思いました。そのときに、では、日本の中でそのモデルのプレゼンスってどうなのと、こういうようなところも当然ペアになってきます。そういう意味では、そ

れをきちっと伝えられる人材というのは非常に重要なだなというふうに思っています。

「取る」ということに関しては、これは今後 J I S C さん含めてそういうスキームになれば、これまでのアプローチよりはすごくよくなるのだろうと。

また「広げる」という意味で、ここは官民の一体化って実は非常に重要なだと思っていまして、官のほうでいろいろやられています、いわゆる政府間対話であるとか官の動きって、アプローチとしては多分一番重要な部分だろうと。そうすると、我々のクオリティーって何かというと、それを採用していただくパートナーを各国の中に見つけていく、入れ込んでいく、こういうことだろうと思っています。やってみたら、これはPAS1018が発行されたら、思った以上の反応が各国から、実はプレイヤーから出まして、プレイヤーをみてていきますと、コスト重視、品質重視からいいますと、明らかに品質重視のプレイヤーがアプローチをしてきている。思った以上の反応です。そういう意味では、我々はそこのパートナーにこれを採用してもらうことをやるのが一番の重要なテーマなのだろうと思っています。

そのときに課題として出るのは、知財としてのビジネスとして見るのは、それとも標準化からそれをその国の国家規格に採用してもらうことによって、イコールフッティングが一定の品質レベル、一定のコストをかけた共存環境の中で競争できる仕組みにするのかというの非常に大きなポイントで、ここは知財が余り優先しますと、ではライセンスがどうのという話になってきますので、これは少し「広げる」という観点から、どう民としてアプローチするのか、これは少し決めなくてはいけないところだと。

最後に、このプラットフォームは逆に新しいプレイヤーがどんどん出ていますし、ディスラプティブなソリューションだとかベンチャーがいろいろな形を組み始めています。ASEANなどでもそうです。そういうところに対して、一言でいうとスピードですよね。そういう意味では、我々の日本の国内モデルに海外のベンチャーのようなものを早く入れて、プラットフォームをつくっていくというのは非常に重要だろうと考えています。我々の国内の中の実証されたモデルとして、それを標準化、規格化して海外に展開していくと。プラットフォームの場合は我々の事業だけではなくて、その上に乗っかる日本の民間企業の会社、特に中小の方はたくさんいらっしゃいますので、今回は地域の行政、要は農水産物をどうやって出していくか。こういうときの競争力優位性って非常にあろうかと思っていますので、そういう意味での一体化も、実はこのプラットフォームの場合重要なのではないかなと。そういう感覚を今回もちらながら、非常にこのステップをうまく踏んでいただ

けるような方向に進むのではないかというふうに思っております。

以上です。

○日高委員長 どうもありがとうございます。

それでは、寺澤様お願ひいたします。

○安藤委員（寺澤代理） きょう初めての出席なのですけれども、答申に書かれている方向については、ぜひこの方向で進めていただければよろしいかと思います。

2点あるのですけれども、1点目については、先ほど来、また事務局の説明のほうからもございましたが、今回の大きな制度の見直しで、細かな制度の設計はこれからというふうに認識しておりますけれども、民間の規模の小さい標準化をつくる団体、こういったところにもこの制度の改革のメリットが等しく享受されるような仕組みをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

もう一つの柱である迅速化のほうなのですけれども、私は鉄鋼業界で規格化に従事する立場にありますが、これも諸手を挙げて賛成でございます。これから細かな制度をつくつて施行していくということになりますけれども、我々もちょっとみていくうと思いますが、この効果がどれぐらいあったかということをみていきたいと思います。今まで規格化の検討を始めてから実際に規格化が公示されるまでの期間がどれぐらい短くなったかというのを我々のほうでもみていきたいと思いますし、全体としてもそういうところをみていただいて、もしそこに万が一効果がないとすれば、原因をきっちと調査して解析をして、また新たな手を打っていくというようなサイクルを回していただければというふうに思います。

以上でございます。

○日高委員長 ありがとうございます。

持丸委員、お願ひします。

○持丸委員 答申案、よいものをつくっていただきまして、ありがとうございます。これについては、特にコメントはありません。

この後、よくわかつていませんが、政策もしくは立法というようなところに進むのはすごくわかるのですが、同じように、あと2つのチャネルに多分この答申案をアクションしていくかなくちゃいけない。1つは、皆さんも来ていただいている産業界、もう一つは、天に向かって唾なのですが我々、つまり学術界ですね。先ほどありましたけど大学、もちろん我々みたいな国立研究所もそうですが、こういう問題意識と一つの方向性というのは、何らかの形で共有していく。それは多分この紙だけではなくて、シンポジウムみたいなも

のを開催するとか、そんなようなものができるといいなとは思いますので、それは役所がやるのかどうかちょっとよくわかりませんが、連携しながらそのあたりを進められるといいなという、それだけでございます。

○日高委員長 どうもありがとうございました。

一応全ての委員からご発言をいただいたところですが、さらに加えてというかたはいらっしゃいますでしょうか。この答申案の文言については、今日、ご意見をいただいているが、全体の議論を通して、その方向性については皆さんにご了解いただいて、ぜひ進めようと思います、話の内容を聞いていまして、皆さまそれぞれがお持ちの観点からいろいろな問題が出ているようですから、具体的にこれから個々の問題について議論を深めていく必要があるだろうと思いました。というのは、冒頭にもありましたように、例えばJISを例にとりましても1万5,000もあります。それから、規制も200もあります。それぞれ1つずつも大変重要なことなのでしょうが、そこに関わるであろう団体といいましょうか、ステークホルダーといいましょうか、それが少し違うでしょうし、そこに加わるであろう人、産業界なのか官なのか、または学術団体なのか等々でも違います。また、その関わり方の度合いといいますか、ここは深く関わりたいけれど、こちらは関係がないなど、そこもいろいろな軸があって、それもまた違うというようなところがありまして、個々の問題についての具体化はまさにこれからだと思います。こういうことをやりましょうということを、みんなで方向性だけはこの答申案でまずは定め、具体化は、ここで答申案を作っていただいた皆さん方が中心となって進めることになると思います、私自身も学という立場でどう関わり合うか、またはどこの部分で自分が関わり合えるかということを考えるきっかけにもなったような気がいたします。、皆さんも同じ思いでいらっしゃるのではないかと思っております。

そういう認識をもった上で、まずは大筋をこの答申案で決めることにより、具体化という次のステップに進むことがうまくできるような感じを今、私自身は持っていますし、恐らく皆さんも同じようなお考えでいらっしゃるのではないかと思っております。

今日出た議論の中で考えなければならない点は、1つには、これを進めていくときにこれから各論に入るということは確かなのですが、その上でも、全体を俯瞰してどこかで見ておかないといけないと思います。それぞれが勝手にやって、「自律分散」という言葉のように、それで全体がうまく最適になれば一番いいのですけど、そうはいかないこともあります。この役目は、ひょっとすると主体的には官なのかもしれません。と

同時に組織としては、今日の会合は、日本工業標準調査会の中の基本政策部会の第1回の会合でもあったわけなのですが、基本政策部会というのは、今日ご出席の皆様のように、いろいろな分野からご出席いただいていると思いますので、それぞれの問題をお話しいただくと同時に、情報共有するということで、全体も議論できるような組織にもなるのがいいと思います。また、今後の新たな活性化につながる、議論の種も出てきたのではと思いました。

もう一つには、いろいろやってみて、その成果がどのくらいあがったかということは、きちんと評価する必要があるだろうと思います。そうでないと、ただやっていますというだけのことになってしまいます。またその評価をどこで行うのかというと、基本政策部会ではないのかもしれません。そういう全体的な組織の中でみる必要があるのか、またはこれは官がすべきことになるのでしょうか。その辺の議論も深めなければいけないと思いました。

少し答申案とは離れておりますけれども、答申案に関連したところで、そういった意味の全体を俯瞰するような組織の存在や、それぞれがうまくいっているかどうか、うまくいかないのならどうしたらよいかということを議論、または、評価をするような組織というのも、確かにあまり組織をたくさん作っても有効に活用されない場合もありますけれども、意識はしておかないと、委員長というよりは委員として考えたところでございます。

あと7分ぐらいあります。言い足らなかったことがございましたら、全員にお伺いすることはできないのですけれども、ぜひ自由に挙手して示していただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、浅見委員お願ひいたします。

○浅見委員 既にこの資料の中に書かれていることなのですが、今回、サービスの領域まで標準を広げていこうということがあるのですけれども、そのときに、サービスの考え方を改めてとらえ直すことが必要だと思います。私どものような今までモノの製造業として事業を行なってきた企業も、これからはサービスを一体のものとして考えたビジネスをつくっていかなければいけない状況になっています。そのときに標準をどう考えていくかということはかなり重要な課題になっています。サービスのほうも、どういうモノを使ったサービスを提供するのかという観点で標準が絡んできます。その辺が従来の製造業、サービス業といった区分けではなくて、どうサービスを取り込んで一体のものとしてこれか

らのビジネスをやっていくのかのような観点が非常に重要だと思っています。

もう既に答申案にはそういうようなことは書かれてはいるのですけれども、では、具体的にやっていくためにはどうしたらいいのかというようなことが今後の問題だと思いますので、どこかで議論できるとよいと思っております。グローバルにみると、そういう動きは当然のように既にどんどんと進んでいて、近年のグローバルで非常に大きく成長した企業というのは、そうしたことをやりながら大きくなっているわけで、その中で、日本の産業を振興していく切り口として、先ほどの観点をぜひ入れたいと思っています。その点は非常に重要ではないかというコメントです。

○日高委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

本当に今日は活発な意見交換をできましたことに、御礼を申し上げたいと思います。そろそろまとめに入らせていただきます。繰り返しになりますけれども、本日の議論の中では、この答申案に盛り込まれている大きな方向性、それに関する認識については、委員の間で大きな齟齬はなかったというふうに考えております。ただし、細かいところでは、たとえば幾つかの文言に関しては、さらに修文しなければいけないところもございました。その点に関しては、事務局において、頂戴したご意見、コメントを答申案に反映するということになろうかと思います。今日は、基準認証小委員会としては3回目ということで最終回ということになりますので、答申案の最終的な修文に関しては、私、委員長にご一任いただきたいと思います。その後、産業技術環境分科会に対しまして、修文をした上で答申案の上申を進めていくということにしたいと考えております。

ということですので、委員長にご一任いただいて、その後、産業技術環境分科会に上申するということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、皆様方の総意として、委員長にご一任いただくということになりましたので、そのとおり進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

その後は事務局に戻しますが、まだ時間がございますので、末松局長、佐藤審議官からコメント等を伺います。よろしくお願いいいたします。

○末松産業技術環境局長 きょうは、ありがとうございます。我々、ずっと1回、2回の意見を聞きながら、次の作業を想像しながら準備を進めてきたつもりであります、き

ようご意見を伺って、これから当面の役所としてやるべきことというのは、しっかりとしたイメージができたと思っておりますので、いわゆる法律改正に向けた作業は肅々ときちんとやっていきたいというふうに思います。経済産業省で考えをまとめて、ほかの省とか、あと法制的な調整というのは結構いろいろなことがありますので、それはきちんとやっていきたいと思います。

それに加えて、きょういろいろお話を伺って、法律を直したら世の中が変わるというものではないということは、すごく強く感じました。例えば、皆さん共通理解をするためにシンポジウムの話とかありますて、大学のいろいろな場で検討していただいたり、また大学における取り組みを進めていく、それからまた、国研とかいろいろな関係機関の方々がいろいろな取り組みを進めていくのにどうしたらいいのか、国としてどういうお手伝いをしたらいいのかとか、大きな次の課題をいただいているという認識であります。そちらについては、具体的に、ではこうしようということについて、また折に触れてご相談させていただきながら個々のことを進めたいと思いますので、これからも個別にまたいろいろな場で意見を聞く機会とかもつくりさせていただきたいと思いますので、これからもぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○日高委員長 それでは、萩原さんほうにお戻しいたします。

○萩原基準認証政策課長 ありがとうございました。

各委員の方からいただいたコメントは、相互するところもございますので、それぞれ連絡をとらせていただいて、日高委員長のほうに最後ご確認いただいて、修文という形をとらせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

この後、産業技術環境分科会のほうで議論を経て、それで答申案という形になってパブリックコメントを行いまして、とりまとめという形で、最終的には大臣への答申ということで進めさせていただきたいと思います。先ほど申し上げましたとおり、来週月曜日には日本工業標準調査会の総会も用意されておりますので、そこまでに答申の最終案は間に合わないと思いますので、現在のご審議の状況を報告させていただいて、そこでもコメントをちょうだいしたいというふうに考えてございます。

各委員の方々には、お忙しいところ、それぞれ長い方におかれましては2時間近くお時間をいただきまして、個別に議論をいただきました。本当にありがとうございました。

以上でございます。

○日高委員長 全体を通じまして、何か最後に話をしたいという方はございませんでした

ようか。よろしいでしょうか。

本当に短い期間にこれだけの答申案がまとまったというのは、まさに委員皆様方、そしてこちらの事務局の高い志と熱意があつてこそと考えております。今日の議論も大変活発に行われたこと、心よりお礼申し上げます。本当に感謝の気持ちでいっぱいございます。

多分これで、ある種の形、仏を作るところまではできました。あと魂を入れるのは、まさにこれからだと思います。大きな枠組みを作っても、それがお題目で終わってしまうと、残念ながら、キャッチコピーになっています「ルール形成を通じたグローバル市場の獲得に向けて」というのが、言葉で言ったものの、そのとおりになつてないということになってしまいます。これからがむしろ本番かもしれないと思っていただき、ご参加の委員の皆様ともども、ぜひここに魂を入れていく作業をこれからしていこうという決意をしていただきたいと思います。では、本日の委員会はこれにて閉会とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

——了——